

一般社団法人 i O S コンソーシアム定款

平成24年 4月20日 作成
平成26年 9月 1日 改訂
平成28年 6月 8日 改訂

一般社団法人 i O S コンソーシアム定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 i O S コンソーシアムと称する。

(目的)

第 2 条 当法人は、インターネットビジネス、デジタルコンテンツを利用したビジネスに関わる方々に対して、相互コミュニティの構築、情報の共有と提供、人材の育成に関する事業を行い、IT社会の発展と市場の活性化に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 インターネットビジネス、デジタルコンテンツを利用したビジネス等の企画、提案、支援、プロデュース、マネジメント及びコンサルタントに関する業務
- 2 市場調査、市場分析、マーケティング情報の収集、分析及びコンサルタント業
- 3 関連企業、団体、個人等に対する連絡、協力、支援及び提言に関する事業
- 4 新規ビジネスに関する企画、立案、支援及びコンサルタントに関する事業
- 5 各種情報の提供に関する事業
- 6 各種研修会、セミナー、講演会、イベントの企画、立案、運営、実施及び管理に関する事業
- 7 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、東京都千代田区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(入会及び会員区分等)

第 5 条 当法人の会員は4種とし、幹事会員、一般会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。なお、個人会員は、一般法人法上の社員の地位は有しない。

- (1) 幹事会員 当法人の運営に必要な役職を担うために入会した個人及び団体
 - (2) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した団体
 - (3) 特別会員 当法人の理事から委嘱された有識者及び団体
 - (4) 個人会員 当法人の一般会員より推薦を受け、代表理事が入会を認めた個人
- 2 当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の事務局に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

- 3 当法人の会員は、当法人が設置する各種委員会並びに各種活動に参加すると共に、当法人の活動の成果である情報の提供を受けることができる。

(入会金及び会費)

- 第 6 条 会員は総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 入会金及び会費の額は総会において定める。
 - 3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

- 第 7 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
 - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
 - (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
 - (4) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき
 - (5) 除名されたとき

(除名)

- 第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において幹事会員及び一般会員の半数以上であって、幹事会員及び一般会員の議決権の3分の2以上に当たる数をもって行なわれる決議に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第 9 条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。幹事会員及び一般会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(届出)

- 第 10 条 会員がその氏名又は名称、代表者の氏名、住所の変更のあったときは、遅滞なく、書面にて当法人に届出なければならない。

第3章 社員総会

(社員総会の権限)

- 第 11 条 社員総会は、法令の定める事項のほか、入会金及び会費の額について決議する。

(定時社員総会の招集時期)

- 第 12 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。

(社員総会の招集権者)

第 13 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第 15 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 16 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第 17 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第 18 条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 理事及び理事会

(理事の員数)

第 20 条 当法人の理事は、3 名以上とする。

(理事の選任等)

第 21 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の制限)

第 22 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 1 当該理事の配偶者
- 2 当該理事の三親等以内の親族
- 3 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 4 当該理事の使用人
- 5 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- 6 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(取引の制限)

第 24 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(理事会の設置)

第 25 条 当法人は、理事会を置く。

(代表理事及び業務執行理事)

第 26 条 理事会は、理事の中から代表理事 1 名を選定する。

- 2 理事会は、必要に応じ理事の中から当法人の業務を執行する理事として常務理事及び専務理事若干名を選定することができる。

(理事会の召集権者)

第 27 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が召集する。

(理事会の議長)

第 28 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事会の議事の省略)

第 29 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録と署名)

第 30 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、当該理事会に出席した代表理事及び監事がこれに記名捺印するものとする。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第 31 条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

(責任の一部免除)

第 32 条 当法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 5 章 監事

(監事の設置)

第 33 条 当法人は、監事を置く。

(監事の任期)

第 34 条 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監事の職務権限)

第 35 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(監事の報酬及び退職慰労金)

第 36 条 監事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 6 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 37 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 38 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 39 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第7章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 41 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 42 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第 43 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第9章 委員会

(委員会)

第 44 条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員長及びその他の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第10章 附 則

(法令の準拠)

第 45 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

平成28年 6月 8日

東京都千代田区三崎町二丁目2番13号 八千代ビル4階
一般社団法人 iOS コンソーシアム
代表理事 加藤 正樹